

事業計画

○ 令和3年度事業計画	P.1～P.12
-------------------	----------

令和 3 年 度 事 業 計 画

◎基本方針

当協議会は、「誰もが住み慣れた地域で、安全・安心に暮らしていただけること」を基本に、地域の皆様がそれぞれの地域で自立し、共に生きることができる地域社会、「支え合い助け合いのある顔の見えるまち かめおか」の実現を目指し、諸事業に取り組んでいます。

今日、社会を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化、核家族化など地域を取り巻く環境の急変に伴い、地域や家庭での支え合い助け合う関係が希薄化しています。さらに新型コロナウイルス感染症の影響を受け、「顔の見える見守り支援活動」が難しく、また、「生活困窮」や「社会的孤立」に拍車をかけており、これらの解消がより一層喫緊の課題となっています。

このような状況の中で、国においては、地域住民が抱える課題が複雑・複合化する中、支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することとして、新たに重層的支援体制整備事業が実施されることとなっています。

当協議会においては、平成 28 年度に策定した「改定版・かめおか地域福祉活動計画」に基づき、地域福祉推進のための人づくり、住民活動の居場所づくりといった「人づくり」「絆づくり」「地域づくり」「基盤づくり」の 4 本柱に基づき、地域住民の皆さんや関係機関・団体の皆さんと連携を図り、地域共生社会の実現に向け取り組みを進めています。

一方、亀岡市においては、令和 2 年度に第 3 期亀岡市地域福祉計画を策定され、「誰もが安心して暮らしていける身近なコミュニティづくり」「つながりによる福祉の基盤づくり」「地域課題を解決する支援体制づくり」を基本目標に事業を展開されます。

当協議会においても「改定版・かめおか地域福祉活動計画」が本年度計画期間の 5 年を迎え、次期計画を亀岡市地域福祉計画並びに国や府の動向を踏まえ策定することとしております。

介護保険事業につきましては、利用者が可能な限り居宅で安心して自立した生活が継続していけるよう、利用者に寄り添う支援を行うとともに、積極的に事業展開を進め、引き続き経営の安定化に努め、財政基盤の強化を図ります。

今年度、亀岡市から依頼を受け亀岡市地域包括支援センター（中部地域包括支援センター）を受託し新たな事業を展開します。

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活が続けられるように、介護・福祉・保健・医療など、様々な面で総合相談窓口として、地域の皆さんに寄り添った支援を行うこととしています。

当協議会においては、地域福祉の中核を担う団体として、引き続き安定的な財源確保と法人運営の基盤強化を図るために、計画的な組織体制の構築を強化

していきます。また、人材育成にあたっては「きょうと福祉人材育成認証」を受けており、引き続き「働き方改革」を踏まえた職場環境の整備と共に、組織体制を強化していく上で、職員の資質の向上を目指した人材育成の仕組みづくりに努めることとします。

令和３年度においても、地域共生社会の実現に向け積極的な取り組みを行うこととして、次の重点目標を掲げ、各事業を推進してまいります。

◎重点目標

1. 地域の特性を重視した福祉活動の推進

急速に進展する少子高齢化や核家族化に伴い、地域の課題や問題は家族機能の低下や地域の支え合い・つながりの希薄化から、子どもの貧困やひきこもりをはじめとする福祉制度の狭間というべき複雑で多様な新たな課題が生じており、それがコロナ禍でより深刻になっています。つながりを切らすことなく、引き続き住民どうしの支え合い・助け合いのある地域づくりを進めます。

特に今年度は、次期「かめおか地域福祉活動計画」を策定する年であります。昨年度見直された「亀岡市地域福祉計画」との整合性を保ちながら国や府の動向を踏まえ策定します。

亀岡市の受託事業として、平成28年度から進めております「介護予防・日常生活支援総合事業」に伴う「生活支援体制整備事業」においては、現在市域を対象とする第1層協議体が設置されており、昨年度第1層協議体の中に地域活動メンバーより選出された委員による「実務者会議」を設置し、より機動力をもって地域での展開を進めてきました。今後も地域の生活課題の把握や今ある資源の把握と開発を継続し、生活支援コーディネーターを中心に、自治会をはじめ関係団体や地縁組織、ボランティアやNPO、企業等と協働し連携を進めながら住民主体による生活支援ができる地域の体制づくりを支援していきます。

近年、各地で自然災害が頻発している中で、この自然の脅威を未然に防ぐことは出来ませんが、災害による人的被害を最小限にとどめることは地域の力で可能になります。平時から地域の皆さんが、顔の見える関係性を地域で築き、災害時においてお互いに助け合いが出来る環境を構築出来るよう取組を進めるとともに、コロナ禍における災害ボランティアセンターの運営がスムーズに出来るよう、訓練を繰り返し検証していきます。

また、だれもが住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、様々な福祉サービスの利用援助や成年後見制度の利用が必要です。権利擁護に係る相談体制の強化を図り、生活支援体制の強化を図ります。

今年度においても、「顔の見えるまちづくり」に向け福祉コミュニティの形成を図るため、自治会、地区社協、その他の関係団体等と協働し、住民主体による各地域の特性を重視した地域福祉活動を推進していきます。

2. 介護保険事業・障害者自立支援事業の取り組み

利用者が、安心して質の高いサービスを継続的に利用しながら居宅で

の自立した生活が送れるよう、適切で安定した事業運営を目指します。

ホームヘルプサービス（訪問介護）事業におきましては、利用者の要望を把握することに努めるとともに、種々の研修を行い、あわせて資格取得など職員のスキルアップを図り、利用者に寄り添う質の高い安定したサービスの提供を行います。

老人デイサービス（通所介護）事業におきましては、介護度が中重度の方や認知症の方をケアできる体制を引き続き継続し、積極的に利用数増加を図ります。

介護支援（ケアプラン作成）事業におきましては、今後も3人体制を継続し、内容の充実を図り、より質の高いケアマネジメントが実施できるようにします。

また、「介護予防・日常生活支援総合事業」につきましては、関係機関と連携し、要支援認定者に対する支援を行います。

核家族化が進展するなか、複合的な課題を抱える事例に対し、社協の地域福祉事業をはじめ、他職種との連携・協働による総合的な支援を目指します。

3. 子育て家庭への支援体制の強化

次代を担う子どもの未来づくりのためにも、子育て支援事業を充実させることは大変重要です。そのためにも、子育て家庭が抱える育児不安を解消し、安心して子どもを産み育てる環境づくりと、子育て家庭への支援を行うため、次の2点を重点目標とし、子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業の充実を図ります。

1点目として、子育て家庭が妊娠期から子育てのイメージを持てる場として、また、地域や利用者同士のつながりをもてる場としての役割があります。それには、子どもの月齢・年齢に応じた成長と発達を理解して親と話をしながら、子育てに自信を持ってもらうような関りをする役割があります。ひろばには、親子が気持ちよく楽しいと感じられる内容と雰囲気作りが求められます。ひろばを利用することで、子育ての悩みや忙しさから心身ともにリフレッシュする機会にもなります。

子育て支援センターでは、乳幼児と親のふれあいを基本に、特に0～2歳児は親との関わりや親同士の交流を大切にし、3～5歳児は子どもの活動を中心にしながら、子育て家庭の生き生きとした時間づくりのための事業を実施します。このころの子どもは個人差が大きいものです。上手にできることが目的ではなく、子どもの様子を受け入れながら、親も子どものびのび楽しんで満足できるあそびの場づくりをすすめます。子どもたちがのびのびとあそび、みんなで成長を喜びあえる切れ目のない支援に取り組ん

でいきます。

2点目として、子育て相談等により相談・助言を行う専門員による利用者の個別ニーズに応じたきめ細やかな支援を行う利用者支援事業を引き続き実施していきます。

また、ファミリー・サポート・センターでは、利用したいときにいち早く利用できる体制づくりにむけて会員の増強に向けた取り組みを進めます。

4. 地域包括支援センター事業

高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、高齢者の方が住み慣れた地域で、その人らしい生活が続けられるように、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談事業、虐待防止などの権利擁護事業そして包括的・継続的ケアマネジメントなどの業務をつうじ、介護・福祉・保健・医療などの様々な面で支援を行う総合相談窓口となります。地域の皆さんに寄り添った支援ができるよう取り組みます。

5. 自主財源の確保と経営基盤の強化

多様な福祉ニーズや地域課題に対応し、制度の狭間の問題や地域の課題に応える事業を展開していきます。

地域福祉の推進という法人の目的を達成するため会費及び寄付金などの自主財源の増収確保に繋がる創意工夫に努めます。また、京都府及び亀岡市からの事業を受託する中で、安定的な財源基盤づくりのための強い連携・協働に努めます。さらに、社会貢献活動を目指す企業との連携を図り、引き続き賛助会員の拡大に取り組みます。

6. 法人運営の基盤強化

平成29年に改正された社会福祉法で「包括的な支援体制」の構築が規定され、市町村はその体制を整備していく必要があります。当協議会においても社協基盤をより一層強化するために次のことに努めていきます。

- 職員一人一人の資質向上を目指した資格取得へ向け支援します。
- 地域を支える専門職が協働できる場づくりとしての社協内の他職種連携強化を図ります。
- 正副会長会・理事会・評議員会において、事業の活動・方向性をわかりやすく示し、事業方針・内容を決定し、迅速・適切な業務の推進に努めます。

- 地域福祉活動計画の基本理念『支え合い 助け合いのある顔の見えるまち・かめおか』を目指し、役職員が共通理解のもと日々の業務・実践にあたります。
- 多機関の協働による包括的支援体制の推進を図るため、情報共有や連携の場としてのプラットフォームとしての役割を果たしていきます。
- 地域・住民・関係団体・行政等に社協の役割や活動の理解促進を目指し、読みやすい・見やすい・わかりやすいをモットーに積極的な広報活動の強化に努めます。

◎事業計画

※事業項目の下に財源を記載しています。

亀岡 社協	社協会費等の自主財源や基金の運用益	赤い 羽根	毎年10月～3月にかけて実施する「赤い羽根共同募金」の配分金
歳末 募金	毎年12月に実施する「歳末たすけあい募金」配分金	利用 料	参加者や利用者の負担金
補助 委託	亀岡市や京都府社協からの委託金や補助金、助成金により実施する事業	介護 保険	介護保険事業収入
障害 福祉	障害福祉サービス等事業収入		

※地域福祉活動計画の各事業については、事業名の横に目標を記載しています。

人づくり	基本目標1・地域福祉の担い手を育む「人づくり」	絆づくり	基本目標2・共に支え合う地域の「絆づくり」
地域づくり	基本目標3・住民主体の地域福祉を推進する「地域づくり」	基盤づくり	基本目標4・社協活動への理解と参画を広げる「基盤づくり」

1. 地域福祉推進事業

絆づくり

地域づくり

人づくり

基盤づくり

亀岡
社協

赤い
羽根

補助
委託

利用
料

担当（12.13.14）

：生活支援係

担当（1.2.3.4.5.6.7.8.9.10.11）：地域福祉係

（1）福祉・生活課題解消支援事業

- ①地域ニーズに沿った講演会や研修会の開催
- ②ひきこもり当事者が気軽に参加できる居場所の開催

（2）社会的孤立防止対策事業

- ①地域における居場所やサロン活動の推進
 - ・ 訪問活動、ニーズ把握、運営相談、立ち上げ支援、研修会・交流会の開催、情報発信
- ②地区社協・自治会との連携
 - ・ 地域と共に考える場づくり
 - ・ 地区社協設立の推進、地区社協会長会の開催

（3）ひきこもりサポート事業

- ①ひきこもり相談の強化
 - ・ 継続した相談支援
 - ・ 関係機関との支援ネットワークの構築
 - ・ チラシ、ホームページ、SNS等を活用した広報活動
- ②ひきこもり家族教室
 - ・ 研修、情報提供、本人や家族の交流会の開催

- ・ アンケートを基に参加者が望む家族教室の実施
- ③寄り添いサポーターの養成及び寄り添い活動
 - ・ 対象者の社会的孤立状態の解消を目的とした訪問活動
 - ・ 支援技術の向上、情報交換を目的とした研修の開催
- (4) 地域福祉活動者支援事業
 - ①地区社協や自治会等の地域福祉活動者対象の研修・講座の開催や企画
 - ②福祉出前講座の実施
 - ③レクレーショングッズ等の貸し出し
- (5) 生活支援体制整備事業 **【充実】**
 - ①第1層協議体の事務局運営と機能強化
 - ・ 協議体委員会の開催
 - ・ 実務者会議の開催及び地域生活課題把握の取組み
 - ②生活支援コーディネーターによる資源開発、ニーズ把握、地域連携構築
 - ③生活支援サービス創出のための啓発と担い手（住民や事業所・団体）の発掘
 - ④第2層協議体の設置及び第2層生活支援コーディネーターの拡充に向けての活動
 - ⑤関係機関・団体との連携強化と協議
 - ⑥研修参加等による制度や情勢の把握により、事務局・生活支援コーディネーターの機能強化を図る
- (6) ボランティア活動支援事業
 - ①災害ボランティアセンターの運営と機能強化
 - ・ 運営委員会の開催
 - ・ 行政や関係機関・団体との連携
 - ・ 体制充実のための研修会の開催、訓練の実施
 - ・ 災害ボランティアの募集、登録、コーディネーターの養成
 - ②ボランティアセンターの役割の充実及び推進
 - ・ 情報収集、活動相談やマッチング、講座の開催、広報紙の発行
 - ・ ボランティア保険の一部助成
 - ③ボランティアグループへの支援
 - ・ 助成金紹介、運営相談など
 - ④集めて送るボランティアの推進
- (7) 福祉教育推進事業
 - ①通年福祉体験（福祉教育）の実施
 - ・ 福祉教育説明会の実施
 - ・ 講師派遣、教材の貸し出し

- ②夏休み福祉体験（中高生対象）の実施
- (8) 亀岡市高齢者介護予防拠点活動支援事業
 - ・ 要支援者または要介護状態への進行を防止し、心身の健康保持・増進を図る
- (9) 亀岡市社協赤い羽根共同募金活用事業
 - ①「集める」
 - ・ 広報強化、関係機関との連携、イベント募金や寄付つき商品の販売
 - ②「決める」
 - ・ 共同募金委員会の開催
 - ・ 住民活動の実情、ニーズに沿った助成の検討
 - ③「伝える」
 - ・ 助成金の活用事業であることの周知、助成金の手引き作成
 - ④「活かす」
 - ・ 助成金の活用推進、募金の協力依頼
- (10) かめおか地域福祉活動計画策定 **【新規】**
 - ・ 「第3期亀岡市地域福祉計画」との整合性を図るとともに、国や府の動向を踏まえ、関係団体、地域住民の声を聴きながら次期の「地域福祉活動計画」を策定する
- (11) 各種団体への支援
 - ①亀岡市社会福祉施設協議会
 - ②亀岡市ボランティア連絡協議会
 - ③亀岡市障害児者を守る協議会
 - ④亀岡市老人クラブ連合会
 - ⑤亀岡市母子寡婦福祉会
- (12) 福祉サービス利用援助事業 **【充実】**
 - ①福祉サービス利用援助事業の充実
 - ②生活支援員の増員、体制の強化（養成講座等の開催）
 - ③新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行った研修会の実施、関係機関とのネットワークの構築
 - ④成年後見（法人後見）の取り組みや必要性の検討
- (13) 資金貸付事業
 - ①生活福祉資金貸付による世帯支援
 - ②福祉金庫資金貸付による世帯支援
- (14) くらしのサポート事業
 - ・ 事業の充実と協力会員の募集・育成

2. 用品貸出事業

地域づくり

利用
料

担当：総務管理係

- (1) 介護用品(車イス、電動ベッド)、
レクリエーショングッズ等の貸出し

3. 亀岡市共同募金委員会と連携した活動支援事業

基盤づくり

赤い
羽根

歳末
募金

補助
委託

担当：総務管理係

- (1) 赤い羽根共同募金運動への協力と取組み、募金の積極的な活用
- (2) 歳末たすけあい運動 募金の有効な活用
歳末たすけあい運動 募金額増額への推進(募金箱設置等)
- (3) 赤い羽根共同募金 亀岡市共同募金委員会としての取組みの強化
- (4) 赤い羽根共同募金 自動販売機の設置推進

4. 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業

人づくり

地域づくり

介護
保険

補助
委託

担当(1.4) : ホームヘルプセンター
担当(2.4) : デイサービスセンター
担当(3.4.5) : 老人介護支援センター

- (1) 老人居宅介護等(ホームヘルプサービス)事業 (訪問介護)
- (2) 老人デイサービス事業 (通所介護)
- (3) 老人介護支援事業 (ケアプラン作成)
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業
 - ・訪問型介護サービス
 - ・通所型介護サービス
- (5) 受託事業
 - ・介護認定調査事業
 - ・介護予防支援事業

5. 障害福祉サービス事業

障害
福祉

補助
委託

担当：ホームヘルプセンター

- (1) 障害者自立支援事業サービス(ホームヘルプサービス)事業
- (2) 受託事業
地域生活支援事業
 - ・障害者ガイドヘルパー派遣事業
 - ・障害者日中一時支援・生活サポート事業

6. 子育て支援事業

絆づくり

地域づくり

基盤づくり

補助
委託

担当：子育て支援センター

- (1) ひろば事業・つどい事業の開催と情報提供事業の充実 **【充実】**
- (2) 出前ひろば事業による地域の福祉コミュニティの推進と世代を超えた交流活動への発展
- (3) 子育てサークル・サロン、サポーターのスキルアップとネットワークの充実
- (4) 専門員配置による利用者支援事業の実施（相談業務） **【充実】**
- (5) 子育て相談へのきめ細かな対応（子育て関係機関との連携強化）
- (6) チャイルドシート貸出事業の実施
- (7) 妊婦来館推進事業『～子育ての輪～』実施
- (8) 地域の子育て中の親子と地域子育て支援者の交流促進を目的とし、子育て支援センター内でボランティアの活動を実施

7. ファミリー・サポート・センター事業

人づくり

補助
委託

担当：ファミリー・サポート・センター

- (1) 身近で支え合える関係づくりの推進
- (2) 会員相互の交流を図る行事の実施
- (3) 会員のフォローアップ等の研修や講習会の開催
- (4) 関係団体や地域を通じた積極的な広報活動による会員拡大と子育てボランティアの育成
- (5) 会員増強につなげる積極的な取組み **【充実】**

8. 地域包括支援センター事業【新規】

補助
委託

担当：地域包括支援センター

- (1) 総合相談業務
- (2) 権利擁護業務
- (3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務
- (4) 介護予防ケアマネジメント業務

9. ふれあいプラザ指定管理事業

補助
委託

担当：総務管理係

- (1) 指定管理者制度に基づく、施設の適切な管理・運営
- (2) 施設の効果的な活用

10. 法人運営に係る事業

基盤づくり

亀岡
社協

担当：総務管理係

- (1) 法人の計画的かつ健全な運営・経営・基盤の強化
- (2) 正副会長会、理事会、評議員会、各部会・委員会の開催（部会の充実）
- (3) 地域や事業所に向けた積極的な賛助会員の募集
- (4) 社協会費・赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい運動募金の増強につなげる新たな取組み **【充実】**
- (5) 企業・関係団体等との協力体制の強化 **【充実】**
- (6) 職員のより一層の資質向上と各部署間連携強化のための職員研修の実施
- (7) 計画的な組織体制の構築
- (8) 役職員の積極的な研修参加
- (9) 就労に支援を必要とする若者や障がい者・高齢者の採用による助成金制度の活用
- (10) 職員の安全・安心な職場環境づくりの一環として、毎月 1 回産業医出席のもと衛生委員会を開催
- (11) 新聞等マスメディアを通じての広報の充実
- (12) 広報紙、ホームページの内容充実、フェイスブックやLINEの活用及びバナー広告の募集
- (13) 会議、研修、講座等のオンライン開催の推進 **【新規】**